

環境厚生常任委員長報告

(H 2 8 . 1 2 . 2 2)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第1号議案、平成28年度一般会計補正予算の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

総務費では、過年度国・府支出金の精算に係る返納金の増額補正、

民生費では、政府の経済対策として低所得者に経済対策臨時福祉給付金を給付する経費や、障害者福祉サービス事業経費、私立保育園保育委託経費、法内扶助費などの増加に伴う増額補正、

衛生費では、経営安定化のため、病院事業会計への繰出金の増額補正、であります

また債務負担行為については、計画的な事務執行を進めるため、ふれあいプラザ管理経費等について設定されております。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第２号議案、平成２８年度国民健康保険事業特別会計補正予算については、過年度療養給付費等交付金の精算に係る追加交付に伴い、予備費を増額するものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５号議案、平成２８年度介護保険事業特別会計補正予算については、介護保険制度の改正に伴う電算システムを改修する経費等について増額補正するものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第８号議案、平成２８年度病院事業会計補正予算については、一般会計負担金について２億円を収入補正するとともに、給食業務等

の経費に係る債務負担行為について、予算に定めるものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第２６号議案、ふれあいプラザに係る指定管理者の指定については、公の施設の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第３２号議案、国民健康保険南丹病院組合規約の変更については、国民健康保険南丹病院組合が共同処理する施設の名称を公立南丹病院から京都中部総合医療センターに改めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告とします。

経営安定化のため一般会計から市立病院へ
2億円を繰入れ

病院事業会計補正予算

可決（全員賛成）

・医業外収益（収入）

2億円増額

一般会計補正予算

可決（全員賛成）

・病院事業会計繰出金

2億円増額

市立病院において資金不足が生じたため、一般会計の繰出し基準（※）に基づき、繰入れを行うもの。

【主な質疑】

問 当初予算において、高度医療経費、医師看護師等研究研修経費及びリハビリテーション経費はゼロであった。どのような考えに基づいているのか。

答 当初予算では一般会計から病院事業会計への繰出金は地方交付税措置分のみとされていた。高度医療経費などは繰出し基準に基づいたものではあるが、

敬老事業のあり方は

交付税の措置がないため計上していなかった。今回の補正で必要な経費を積算して計上した。（※）繰出し基準：地方公営企業である病院事業は独立採算が原則であるが、例えば高度医療経費（採算をとることが

敬老事業は地域全

体のつながりを築く役割を担っており、高齢化が加速する中、継続して実施できる手法を研究するよう委員会は指摘要望してきました。敬老事業の見直しの考え方について、担当部から報告を受け、質疑を行いました。

【見直しの考え方】

・敬老会の開催補助金
出席者（5千円）・欠席者（千円）をそれぞれ半額にする。
・影響を緩和する措置として敬老会開催に係る会場設営経費を1自治会10万円以

困難でも公立病院として行わざるを得ないものの経費）などは一般会計で負担できる。毎年総務省からその基準が示され、病院の経営の実態に即して、繰出しを行っている。なお、基準に基づいて支出したもののうち、一部については地方交付税などで措置される。

内で交付する。

・削減した経費により、高齢者のバス乗車の促進と地域間格差の是正を目的に、敬老バスなどの事業を検討する。

【委員の主な意見】

○高齢者の外出促進の延長上に敬老会があるという位置づけを明確にして制度を組んでいかなければならない。

○一般介護予防事業として、市内90カ所を目標に高齢者の居場所づくり事業が検討されている。そのように、敬老会が高齢者が歩いて行ける身近な場所で実施する方がよいのではないか。